

4 福祉電話の貸与・基本料金の補助

継続的に安否確認を必要とする電話をもたないひとり暮らしの方に電話を貸与し、その基本料金を補助する。所得税非課税世帯が対象となる。

5 所沢市徘徊高齢者家族支援事業

☆目的・・・徘徊高齢者等を在宅で介護する家族の方が、徘徊行動のある高齢者の早期保護と安全確保に役立てることにより、肉体的・精神的負担の軽減及び安心して介護ができる環境の整備を目的としている。

☆事業内容・・・徘徊高齢者等が機器等を携帯することにより、徘徊等の行方不明となった高齢者をGPS（衛星による位置情報検索装置）と携帯電話の通話網を活用して早期に発見する事業で、専門の事業者へ委託しておこなう。

6 高齢者生活管理指導短期宿泊事業

☆目的・・・高齢者のお世話をしている方が、病気等の理由で一時的に世話をすることが困難な場合において、緊急避難的に、養護老人ホームに入所することにより、自立した生活を維持することを目的とする事業である。

☆利用出来る方・・・市内に住所を有する65歳以上で、次の要件に該当する方となる。

- (1) 身体上、精神上又は生活環境上での理由により、日常生活を営むのに支障のある方
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けていない方
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく短期入所の対象者とならない方

3 高齢者住み替え住宅家賃助成事業

民間の賃貸住宅に住んでいる高齢者世帯で、取り壊しを理由に立ち退きを求められ、又はその住宅の居住環境が劣悪であるために市内の他の民間賃貸住宅に住み替えを必要とする世帯に対して、家賃の一部を助成する。

☆対象者・・・次のすべての条件を満たしている世帯が対象である。

- (1) 市内の民間賃貸住宅に居住し取り壊しなどで立ち退きを求められているか、居住環境が劣悪と認められ、他の民間住宅に住み替える必要があること。
- (2) 市内に2年以上住所を有し、かつ、市内にある民間賃貸住宅に、2年を超える期間継続して居住していること。
- (3) 市内での転居を希望し、民間賃貸住宅以外への入居が困難であること。

(4)対象世帯を構成する全員の前年度の収入が公営住宅法施行令第1条第3号の規定を準用して算定した額以下の世帯であること。

(5)世帯全員が、住民税を滞納していないこと。

(6)他の制度により、公的住宅扶助を受けていないこと。

(7)世帯員に外国人を含む場合は、当該外国人が入国管理及び難民認定法、その他の法令に基づき日本国に永住権を有していて、市に外国人登録をしていること。

4 外国人高齢者等福祉手当支給事業

本市に1年以上居住している無年金の外国人（大正15年4月1日以前に生まれた外国人、または昭和57年1月1日において満20歳以上で、1・2級の障害者手帳の交付を受けている外国人）に福祉増進を図ることを目的とし、手当を支給する。

☆手当額・・・月 10,000円

5 公衆浴場老人入浴料助成事業

65歳以上の方で自宅に入浴設備がなく、常時公衆浴場を利用している場合、無料入浴券を交付する。

Ⅲ 家庭で受けるサービス

1. 布団乾燥・消毒車の派遣

寝具類を乾燥消毒することが困難な家庭に、布団乾燥車を派遣し、寝具類一式の乾燥・消毒をおこなう。

IV 施設の入所

1. 養護老人ホームの措置

☆目的・・・市内に住所を有する65歳以上で、身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を必要に応じて養護老人ホームに措置する。

III 日々健康で豊かに過ごしていただくために

I 生きがい支援事業

1 高齢者大学の開講

生涯学習の一環として学習の機会を提供し、社会環境の変化に対応する能力と心身の健康を培うとともに、健全で豊かな生活を送るための大学を開講する。

授業内容として、健康・福祉・一般教養・時事問題・政治・経済・身近な法律・スポーツ・レクリエーション・趣味などの学習をおこなう。

※高齢者大学公開講座（11月）の開講

広く市民の方にも聴講していただくために、年1回公開講座を開講している。

※高齢者リーダー養成講座の開設

高齢者大学卒業生並びに長生クラブの会員のうち希望者20名以内を選考し、地域活動及びボランティア活動に必要な知識を習得するため、高齢者リーダー養成講座を開設している。

2 高齢者ゲートボール大会（春季・秋季）の開催

ゲートボールを通じて相互の交流を図り、親睦を深めるとともに心身の健康増進と生きがいを高め、高齢者福祉の向上を図るために年2回開催する。

3 高齢者囲碁・将棋大会（6月）の開催

高齢者の心身の健康の保持及び生活を豊にするため趣味を通じ、同好者が相集い技を競いながら、お互いの交流と親睦を深めていただくために開催する。

4 高齢者演芸大会（7月）の開催

高齢者が演芸を通して1日を楽しみ、相互の親睦を深め、明日の生活への張りを見だし、高齢者福祉の向上を図るために開催する。

5 高齢者スポーツ大会（9月）の開催

高齢者がスポーツを通じて健康の増進と生きがいを高め、相互の交流及び親睦を深め、高齢者の福祉向上を図るために開催する。

6 高齢者創作品展示会（11月）の実施

高齢者が創作品を広く一般に展示し、地域社会とのつながりを深め、創作活動への参加を促し、生きがいを高め、高齢者福祉の向上を図るために開催する。

7 高齢者福祉バスの運行

高齢者の福祉増進に寄与するために、県内及びその周辺での研修会や見学会等の参加者の送迎に福祉バスを運行する。

8 長生クラブ活動への支援

地域社会での近隣関係を大切にするとともに、高齢者がお互いに助け合い、高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の生きがいを高めていくため単位長生クラブ及び長生クラブ連合会に対し補助金の交付を行い、長生クラブの育成及び高齢者福祉の増進を図る。

☆単位長生クラブ・・・概ね60歳以上の方で、概ね50人以上で組織された団体

☆補助対象・・・社会奉仕活動など社会参加を促し、長生クラブが行う教養講座や健康の増進事業等の運営に必要な費用に対して補助をする。

9 ゲートボールコート設置及び整備補助事業

地域高齢者の心身の健康増進と生きがいを高めるため、自治会・町内会等がゲートボールコートを設置又は整備する経費にたいし、予算の範囲内において補助金を交付する。

10 シルバー人材センターへの支援

健康や生きがいのため何か仕事をしたいという高齢者の方が会員となり、民間企業や一般家庭、行政機関等からの依頼を受けて次のような仕事をしている。

□ 仕事の内容

屋外の簡単な作業

大工・襖・障子の張替え・植木の剪定

福祉・家事援助サービス

一般事務・経理事務

外交・折衝・集配事務

看板書（レタリング）・毛筆・筆耕

広報誌のポスティングなど

IV 老人福祉センター・老人憩の家

1 老人福祉センター・老人憩の家の利用

各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場

として、お互いに学び、仲間作りを大切にしながら心身ともに健康で明るい日常生活を営んでいただくことを目的とした施設で、市内に12施設あります。

V健康・医療

1 福祉総務課

☆老人保健法による医療給付

75歳になったら（65歳以上でねたきりになったときも）老人保健の給付が受けられる。

☆老人医療費支給

各種医療保険加入者の68歳、69歳の人で一定の要件を満たしている方に、医療費の自己負担分の一部が助成される。

☆はり・マッサージ施術費補助

肩こり、腰痛などのはり、マッサージ治療の費用の一部が補助される。ただし、老人保健法医療受給者で一部負担金の割合が1割の受給者証を交付されている方に限る。

参考文献：

内閣府『平成14年版高齢社会白書』2003年

厚生統計協会『国民の福祉の動向』2002年

三浦文雄編著『図説 高齢者白書2001年版』2002年全国社会福祉協議会内閣府『一人暮らしの高齢者に関する意識調査』2003年7月発表

所沢市『所沢市高齢者実態調査 報告書』2005年3月

所沢市『介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』2000年3月

所沢市福祉サービス概要 2005年1月版

第 12 章

日本とイタリアにおける高齢者の生活実態の概要について

宮崎 理枝

日本とイタリアにおける高齢者の生活実態の概要について

はじめに

しばしば指摘されることであるが、日本とイタリアには、少子高齢化の進展や福祉国家類型に高い共通性がみられる。まず、世界有数の少子高齢化の進展である。2000年の高齢化率は日本が17.34%、イタリアが18.07%である。高齢化率の20%代の到達年次は、日本が2006年、イタリアが2008年で主要国の中で日本に最も近い。さらに30%代に達するのは両国ともに2033年である¹。また、両国の普通出生率²と従属人口指数の推移はともに近似している³。次に、比較福祉国家レジーム論においては、両国ともビスマルク型で保守主義コーポラティズム型モデルという点で一致する⁴。加えて、日本では自由主義的かつ儒教的といわれるような、イタリアでは保守主義的かつ補完性重視のカトリック主義的な、いずれも残余主義を支えてきた、強力な家族主義とその解体傾向がある⁵。これに平行して今日の両国は、男性を一家の稼ぎ主とするモデルからの転換期にあり、年金・介護制度の改革、男女共同参画の推進等、新たな社会保障制度のあり方について共通の課題がある。

このような両国共通の将来的な政策課題を踏まえると、高齢者の生活実態に着目した微視的視点からの比較考察に着手される必要性はきわめて高いといえよう。しかしながら、上に挙げたような高齢者の福祉問題に関連した日本とイタリアの共通点についての指摘は、巨視的な視点に留まっている。したがって本稿では、将来的な比較考察の起点として、日本とイタリアにおける高齢者の生活実態の基本的な諸相を比較し、その全体像を明らかにすることを目的としたい。

そこで本稿では高齢者の生活実態に関するアンケート調査をとりあげる。日本の高齢者に関しては、厚生労働科学研究補助金政策科学推進事業「介護サービスと世帯・地域との関係に関する研究」（平成15年～17年）の一環として2003年10月に実施された「高齢者の生活実態に関するアンケート調査」を用いる。調査対象となったサンプルは全体7,636であるが、このうち調査実施時の要介護認定の状況について、認定サンプル3,711と未認定サンプル3,925に二分し、一般的な生活状況に関する項目に関しては主として未認定サンプルを、また介護に関連した項目については、主として認定サンプルを参考とした。これは未認定サンプルの「介護無し」該当者が92%に及ぶため、無回答率が極めて高くなったためである。

これに対してイタリアの高齢者については、調査機関Format S.R.L.によって2004年2月に実施された「イタリアにおける高齢者の生活状況 (Il quadro della vita degli anziani in Italia)」を用いる⁶。この調査は高齢者本人を対象として、コンピューター支援電話インタビュー方式 (CATI) を用いて行われた。基本サンプルは1500で、イタリア全土の60歳以上が対象となっている⁷。

以下では、Iで年齢別の自立度、介護者や介護費用などの介護実態について、IIでは高齢者の収入源と収入額といった経済状況、そしてIIIでは、配偶関係や就学、就労状況など高齢者の属性について、全体で9つの項目をとりあげる。日本とイタリアの調査のサンプルサイズが異なるので、両国の比較は基本的にパーセント表示で行う。

I 介護実態

1 日常生活における自立の割合

まず、日常生活における諸活動が本人のみで行うことができるかについて、65-69、70-74、75-79、

80-84、85-89、90-94（伊）の年齢層でみた。日本については未認定サンプルの「介護を受けていない」を、イタリアについては通常の日常の活動を「1人でできる（概ね1人でできる）」をとりあげ、全体に占めるその割合を年齢層別に比較した。結果は以下の通りである。（表1）

（表1）日本とイタリアにおける高齢者の自立度

	日本(未認定サンプル)	イタリア
	介護を受けていない	独りでできる
65-69 歳	92%	91(98)%
70-74	87	84(96)
75-79	81	83(90)
80-84	69	64(87)
85-89	62	43(60)

*含概ね独りでできる

日伊両国とも、年齢層が高くなるに従って自立の割合が低下している。具体的に、65-69歳の年齢層では心身が自立状態にある高齢者は、日伊ともに9割を超える。70-74歳、75-79歳の年齢層ではいずれも8割代、80-84歳になると両国とも6割代に低下した。また85-89歳の年齢層では唯一、日伊の割合に差がみられ、日本の62%に対して、イタリアは43%に留まった。ただ、日本の85歳以上の年齢層では、認定サンプルの方に「介護を受けている」サンプルが集中している点は留意する必要がある。「介護を受けている」と「介護を受けていない」の比率は、認定サンプルで88.3%：10.4%、未認定サンプルで11.7%：88.3%で、認定と未認定の間でほぼ逆転している。

このことを踏まえると日本の未認定サンプルでは、介護無の割合がかなり高くなることが予想された。それに反して、未認定のみをとりあげたことによる両国の自立の割合の格差はほとんどみられなかった。むしろ、75-79歳の層では、イタリアの方が「介護無」に該当する割合が高かった。また、イタリアのサンプルで、日常生活の諸活動に関して「独りでできる」に「概ね独りでできる」を加えると、イタリアの方が自立度の割合が高くなった。その要因は明らかではないが、イタリアの調査が高齢者本人に直接行われるものであり、主観的判断であるという点を考慮に入れる必要がある。

2 援助提供者の属性⁸

次に、日常生活における介護や援助を必要とする高齢者に対して、誰がこれを行っているのかという援助提供者の属性を尋ねた。日本の未認定サンプルの場合、1でみたように自立している割合が9割を超え、76%が無回答のため認定サンプルを取りあげた。結果は（表2）のとおりである。

（表2）日本とイタリアにおける援助提供者の属性

	日本(認定サンプル)		イタリア	
		(%)		(%)
	介護に関わっている人	最も介護に関わっている人	援助を提供する人の属性	
配偶者	29.1	17.2	配偶者	29.4
子	56.8	21.6	子	40.8
この配偶者	26.5	9.1		
兄弟	4.7	1.1		

親	0.2	0		
孫	13.5	0.3		
その他の親族	5.9	0.7	その他の親族	7.6
ホームヘルパー	47.7	11.8	公共サービスの提供者	5.5
家政婦	1.5	0.3	有償介護者・家政婦 (badanti) ¹⁰	18.6
施設の職員	17.5	0.8		
ボランティア	1.8	0.2	ボランティア	1.1
友人	2.8	0.1	友人および近所の人	5.5
近所の人	4.4	0.2		
看護師・医師	0.7	0		
その他	1	0.3	その他	2.1
介護無し	0.1	0		
無回答	8.7	36.4		
	222.9	100.1		110.6

両国の介護および援助の主たる担い手の属性にみられる特徴として以下の点がある。

- (1) 子の介護者－ 日伊両国ともに、子をもっとも主要な介護・援助の担い手となっている（日本－56.8%、21.6%、イタリア－40.8%）。とくに、イタリアでは全体の4割を超えた。高齢者の介護や援助の主たる担い手として、日本よりもイタリアのほうが子の役割の重要性が高いとみられる。
- (2) 日伊両国ともに、子に次いで主要な介護・援助の担い手となったのは、配偶者である（日本－29.1%、17.1%、イタリア－29.4%）。
- (3) 有償の介護者－ 日伊両国ともに、子、配偶者に次いで主要な介護・援助の担い手となったのは、有償の介護者であり、日本ではホームヘルパー（47.7%、11.8%）、イタリアでは有償介護者・家政婦（18.6%）であった。とりわけ日本では、複数回答の「介護に関わっている人」としては、実に47.7%を占めており、子に次いで高い割合を占めている。また、「もっとも介護に関わっている人」においても、子の21.6%、配偶者の17.2%に次いで、高い比率となった（11.8%）。

ただ、日本のホームヘルパーは公的介護保険制度下に置かれているが、イタリアの有償介護者・家政婦は直接公的な制度下に置かれていないという点には注意する必要がある。しばしばイタリアでは、我が国でいういわゆる「不法就労」者が介護労働に従事する傾向が強く、その多くは東欧や東南アジア出身の外国人である¹¹。

- (4) 日本「その他の親族」－ 親族のうち、配偶者と子に次いで高い割合となったのは、日本では「子の配偶者」である（26.5%、9.1%）。また、親族内で「介護に関わっている人」としては、子（56.8%）、配偶者（26.5%）、子の配偶者（26.5%）に次いで、孫の13.5%、その他の親族（5.9%）、兄弟（4.7%）と続いた。「孫」の比率が、その他の親族や兄弟に増して高いのは、複数の世代が同居していることによるものと考えられる。
- (5) イタリア「その他の親族」－ イタリアでは、配偶者と子以外に介護者となる親族の属性としては「その他の親族」が設定されるに留まった。該当したのは7.6%で、その具体的な内訳は明らかではない。イタリアの場合、近隣に居住する親族が、高齢者をサポートするパターンが普及しているといわれ¹²、世帯構成と、家族・親族内での介護者の属性が日本ほど一致

する傾向にない点には留意する必要がある。しかしながら、現在の世帯状況について問う項目で「その他の親族」が高齢者本人と同居するケースは限定的であること¹³等を考慮しても、同居、非同居にかかわらず、子の配偶者が高齢者の主たる介護者となるパターンは、日本とは異なり限定的とみられる。

- (6) 公的制度下の介護サービスの提供者－ 日本ではホームヘルパー、イタリアでは公共サービスの提供者がこれに該当する。日本については上でみたように、介護保険制度の導入もあり、ホームヘルパーの役割は子や配偶者に次いで重要な位置付けにあるといえる。これに対してイタリアでは、公共サービスの提供者は5.5%に留まっている。この原因はひとえに、イタリアにおける高齢者向けの公的な介護・援助サービスの制度は、十分に整備されていないうえに、現金給付が中心であり¹⁴、また地域間格差が著しい点を挙げることができる。
- (7) 有償の私的な介護者－ 日本では家政婦、イタリアでは有償の介護者・家政婦を挙げることができる。日本ではその比率が極めて低く、「介護に関わっている人」で1.5%、「もっとも介護に関わっている人」では0.3%に留まった。これに対してイタリアでは18.6%に達し、子と配偶者という家族・親族内での主たる介護者に次いで、大きな比率となった。その背景としては、(4)で挙げたようなイタリアの制度上の不備が大きいのが、介護制度の問題に留まらず、近年のイタリアにおける福祉政策の指針、移民労働者、家族や女性の労働あり方の変容などが考えられる。
- (8) 地域ネットワークによる介護サポート・ボランティア－ 日本とイタリアの両国ともに、ボランティア、友人、近所の人を挙げることができよう。ボランティアは、日本の「介護に関わっている人」で1.8%、「もっとも介護に関わっている人」では0.2%に留まった。またイタリアでも1.1%に留まった。
- (9) 地域ネットワークによる介護サポート・友人と近所の人－ 日本では、「介護に関わっている人」として友人が2.8%、近所の人が4.4%、「もっとも介護に関わっている人」では友人が0.1%、近所の人が0.2%であった。これに対してイタリアでは、友人・近所の人という回答は5.5%であった。上記の(6)と同様に単純に比較することは難しいが、日伊両国ともに、(6)のボランティアよりも高比率であるのは事実で、その希薄化が指摘されているとはいえ、社会生活における私的な地域ネットワークの存在は認められる。

3 介護サービスへの支出

ここでは、介護サービスへの支出金額をみた。日本はフォーマル（介護保険制度）、インフォーマル・サービス双方への調査時点の前月の支出、イタリアはインフォーマルの介護労働者（*badanti*）への週単位の支出と所用時間の平均を比較した¹⁵。日本の事例では、介護関連費用として、要介護認定者のサンプルが支出する金額の平均は約23,100円、未認定者では、32,100円（無回答95.1%）であった¹⁶。これに対してイタリアの場合、有償の介護者に支出された介護費用は、週平均で109.08ユーロで、1ヶ月平均66,217円に相当する。

イタリアについては、有償のインフォーマルな介護労働への支出に限定されている。このことによって支出金額が高くなる傾向が見られる。さらに、介護労働への人件費以外の支出を考慮すると、在宅の要介護高齢者に対する経済負担はイタリアのほうがかなり重くなると予測される。

4 3の介護費用の負担者

日伊のアンケートはいずれも、上の3における介護費用の主たる負担者の属性を尋ねている。日本の事例では、要介護者の割合が低い未認定サンプルでの「無回答」の割合が著しく高かったため（95.1%）、認定サンプルを取りあげた。（表3）

(表3) 日本とイタリアにおける介護費用負担者の属性

日本 (認定サンプル)		イタリア 支出有りと答えたサンプル ¹⁷	
本人	66.6	ほぼ本人	56.8
配偶者	9.7		
同居の子・配偶者	8.2		
その他の同居家族	0.4	19.5	子ども・親族の援助 28.0
別居の子・配偶者	1		
その他の別居親族	0.2		
生活保護	0.4		公的な給付金、補助金、特別手当 15.3
その他	0.8		
介護無し	0		
無回答	13.3		
100.6		100.1	

介護費用の負担者を、本人、親族全般、それ以外、と大きく3分しよう。本人と親族全般についてはいずれも、日本の方が1割弱ではあるが割合が高いものの、両国ともに、本人が5割後半から6割後半(日本66.6%、イタリア56.8%)、親族全般で2割前後から2割後半(日本19.5%、イタリア28.0%)で概ね一致する傾向がみられる。

ちなみにイタリアの項目における、「公的な給付金、補助金、特別手当」とは、基本的に介護給付金と介護手当等、要介護者の介護や援助に対する給付金を指す。従って、こうした現金給付が本人もしくは家族介護者を対象に行われるイタリアの制度の仕組みを考慮すると、結果的には両国間の顕著な差があるとはいえないだろう。

II 経済状況

5 高齢者の主たる収入源

ここでは、高齢者が何を主たる収入源としているかについてみた。日本については、未認定サンプルの対象者の主たる収入源を単一回答で、イタリアについては、基本的に単一回答とみなせるが複数回答も可能として問われた。以下がその結果である。(表4)

(表4) 日本とイタリアにおける高齢者本人の主たる収入源

日本(未認定サンプル)(%)		イタリア(%)	
なし	3.5		
雇用者収入	5.8	労働の収入	4.2
事業収入	6.1		
家内労働収入	0.8		
家賃・地代収入	4.6	家賃収入	1.5
利子・配当金	0.2	資産収入	0.4
公的年金・恩給	54.1	単一の年金	68.5
企業年金・退職金	2.2	複数の年金	24.8
個人年金	4.4		93.3
親からの仕送り	0.0	家族からの援助	3.1

子からの仕送り	0.1		
生活保護	0.1		
その他	0.8	その他	1
無回答	17.4		
合計	99.9		103.5

- (1) 自らの労働収入に該当するのは、日本では雇用者収入（5.8%）、事業収入（6.1%）家内労働収入（0.8%）で、全体で12.7%を占めた。これに対してイタリアでは、労働の収入（4.2%）のみである。結果として、労働収入が主たる収入源となっている高齢者の割合は日本の方が高く、イタリアの約3.0倍に及んだ。
- (2) 主たる収入源とされるなかで、日伊両国ともに最も高い項目が年金である。日本では公的年金・恩給（54.1%）、企業年金・退職金（2.2%）、個人年金（4.4%）がこれに該当し、全体の60.7%であった。これに対してイタリアでは、全体の93.3%（単一の年金68.5%、複数の年金24.8%）がこれに該当した。日本と比較するとイタリアにおけるその割合は圧倒的に高く、高齢者の主たる収入源はほぼ年金のみとという状況にある。
- (3) 親族全般からの金銭的援助については、日本では、親からの仕送りが0.0%、子からの仕送りが0.1%とほとんど皆無といえる。これに対してイタリアでは、「家族からの援助」を主たる収入源とするサンプルは全体の3.1%であった。日本と比較するとイタリアにおける家族による金銭的援助の比重は高いといえる。ただ、日本では無回答率や、回答者の属性¹⁸を考慮すると、家族の経済的援助は回答が困難な項目とも考えられる。

全体の傾向として、イタリアでは年金を主たる収入源とする割合が非常に高く、全体の9割を超えた。ちなみにイタリアの調査では、この年金についてさらに2つのアンケート項目が設定されている。ひとつは収入金額全体に占める年金受給額の割合である。ここでは、年金収入が全体の収入の100%を占める階層から1～19%を占める階層まで6つに分けてこれをみた。その結果、100%を占めたのが全体の71.2%に及んだ。次に80～99%を占めたのが11.8%、60～79%が13.6%、40～59%が1.9%、20～39%が1.1%、そして0～19%はわずかに0.4%に留まった。

従って、年金が全体の収入の80%以上を占めるサンプルは83%、6割以上では97%に達し、高齢者層の年金収入の比重の高さが伺える。また、これらの比重について男女間での格差はほとんど見られなかった。むしろ、年金収入が全体の収入の4割未満の2階層に関しては、女性の割合が男性の2倍以上となった。この一因としては死別した配偶者の遺産等との関連を想定できよう。年金についてのもう一つの質問項目は年金受給額である。これについては、次の項目で取りあげる。

6 高齢者の収入額

ここでは、現在の高齢者本人の収入額についてたずねた。日本の事例では、年間収入を「収入なし」から2000万円以上までの8階層に分類して該当する階層についてたずねた。取りあげたのは未認定サンプルである。またイタリアの事例では、年金受給額について月額0～250ユーロから2000ユーロ以上までを7階層に分類してたずねた。イタリアについては、受給額を、年額、円に換算した。（日本は表5、イタリアは表6）

(表5) 日本—高齢者の年間収入

日本未認定サンプルの年間収入	%
収入無し	5.6
100万円未満	17.7
100～300万円未満	33.6
300～500万円未満	14.6
500～700万円未満	4.2
700～1000万円未満	2.5
1000～2000万円未満	1.9
2000万円以上	0.9
無回答	19.1
	100.1

(表6) イタリア—高齢者の年間受給額

イタリア 年金受給者の年間受給額		%
0～3000ユーロ	0～40.2万円	5.3
3001～6000ユーロ	40.2～80.4万円	34.1
6001～9000ユーロ	80.4～120.6万円	25.4
9001～12000ユーロ	120.6～160.8万円	18
12001～18000ユーロ	160.8～241.2万円	1.7
18000～24000ユーロ	241.2～321.6万円	14.3
24000ユーロ～	321.6万円～	1.3
		100.1

日本の収入金額とイタリアの年金受給金額については、まず一つの階層の金額設定とその幅、また最低と最高金額の階層の設定に大きな相違がみられる。なかでも最高の収入額の階層は、日本が「2000万円以上」に設定されたのに対して、イタリアでは「321.6万円以上」とどまった。また、イタリアの各階層における設定金額の幅は、日本のそれと比較してはるかに小さいうえに、円換算によって端数が出た。

日本の事例では、ほぼ2割近くが無回答であることを考慮する必要があるものの、全体としては、イタリアよりも平均的な収入金額は高いとみられる。逆に、日本の事例やイタリアの生活水準や物価水準を考慮して、イタリアにおける年金の受給金額度数分布を見る限り、日本より低い水準にとどまっているといえるだろう。とりわけ全体の度数のおよそ4割近くは、年間の年金受給額が80.4万円以下の階層に集中している。これに該当する高齢者は、単独世帯であり、他者からの経済援助が望めなかつたりすることによって、貧困状態に陥るリスクを十分に負っているといえる。

参考に、両国の収入層、受給層を男女別にみた。(日本—表7、イタリア—表8)

(表7) 日本—年間収入額の男女別比率

	(万円)	収入	100	100～	300～	500～	700～	1000～	2000	無回	計
		無し	未満	300	500	700	1000	2000	～	答	
男性	度数	26	103	626	432	137	75	59	31	261	1750
	男性別でみた割合	1.5	5.9	35.8	24.7	7.8	4.3	3.4	1.8	14.9	100
	男女比	17.6	14.5	47.4	74.7	82.5	73.5	76.6	83.8	33.1	44.6
	総和の%	0.7	2.6	15.9	11.0	3.5	1.9	1.5	0.8	6.6	44.6
女性	度数	122	606	695	146	29	27	18	6	528	2177
	女性別でみた割合	5.6	27.8	31.9	6.7	1.3	1.2	0.8	0.3	24.3	100.0
	男女比	82.4	85.5	52.6	25.3	17.5	26.5	23.4	16.2	66.9	55.4
	総和の%	3.1	15.4	17.7	3.7	0.7	0.7	0.5	0.2	13.4	55.4
計	度数	148	709	1321	578	166	102	77	37	789	3927
	総和の%	3.8	18.1*	33.6	14.7	4.2	2.6	2.0	0.9*	20.1*	100

*収入額の各階層の和は完全に一致しない部分がある。

(表8) イタリア一年金受給者の年間受給額の男女比**

	(万円)	0～	40.2～	80.4～	120.6～	160.8～	241.2～	321.6～	合計
		40.2	80.4	120.6	160.8	241.2	321.6		
男性	度数	7	169	151	171	112	9	24	643
	男性別でみた割合	1.1	26.3	23.5	26.6	17.4	1.4	3.7	100.1
	各階層男女比	9.5	33.7	41.9	57.6	54.4	30.0	77.4	
	総和の%	0.5	11.3	10.1	11.4	7.5	0.6	1.6	42.9
女性	度数	67	333	209	128	94	21	7	857
	男性別でみた割合	7.8	38.9	24.4	14.7	11.0	2.5	0.8	100.1
	各階層男女比	90.5	66.3	58.1	42.4	45.8	70.0	22.6	
	総和の%	4.5	22.2	13.9	8.4	6.3	1.4	0.5	57.2
	度数	74	502	360	297	206	30	31	1500
	%	4.9	33.5	24.0	19.8	13.7	2.0	2.1	100

**60-65歳の年齢層のサンプルも含まれる

まず(表7)の日本については次のような特徴を見出せる。男性についてみると、度数がもっとも集中したのは100~300万円の階層で35.8%、次に300~500万円の階層で24.7%であった。また各階層における男女比では、300~500万円以上の5つの階層はすべて、男性の割合が7~8割を占めた。女性について度数がもっとも集中したのは、男性と同様100~300万円の階層で31.9%、次に100万円未満で27.8%であった。また、各階層における男女比で女性が高比率となったのは、収入無しと100万未満であり、それぞれ82.4%と85.5%にのぼった。

同様に(表8)のイタリアをみると、男性については特定の階層への度数の集中は顕著でなく、40.2~80.4万円の階層で26.3%、80.4~120.6万円の階層で23.5%、120.6~160.8万円の階層で26.6%といずれも2割代にとどまった。また、各階層の男女比で男性が高比率となったのは、もっとも高額な321.6万円以上の階層の77.4%のみであった。これに対して女性での度数が最も集中したのが、40.2~80.4万円の層で38.9%、つぎに80.4~120.6万円の階層で24.4%であった。各階層の男女比で女性がもっとも高比率となったのは、0~40.2万円の階層で、実に90.5%を占めた。

日伊両国に共通したのは、最も収入の高い階層で男性の比率が高い点、またこれとは対照的に、収入無し、あるいは最も低い収入・受給層においては、女性の割合は全体の8割から9割を占めた点である。

Ⅲ 高齢者の属性

7 配偶関係

(表9) 日伊の配偶関係

	日本		イタリア*	
	男性	女性	男性	女性
有配偶	85.7(1499)	52.6(1146)	75.9(488)	42.0(360)
未婚	2.9(50)	7.1(154)	2.8(18)	4.9(42)
死別	8.2(143)	34.2(745)	15.7(101)	51.5(441)
離婚	2.6(45)	4.3(94)	4.7(30)	1.6(14)
全体**	99.3(1737)	98.3(2139)	99.1(637)	100.0(857)

*イタリアについては60-65歳の階層のサンプルも含む

**全体で100パーセントに満たないのは、日本では「不詳」の項目、イタリアでは共同生活の項目を除去したため

- (1) 有配偶率では、日伊両国ともに男性の方が女性より30%以上高かった。また、日本の方がイタリアよりも男女ともに約10パーセント高いことがわかる。
- (2) 未婚では、男性については日伊の差はなく、女性については、日本の方が僅かに高い。
- (3) 死別について国別にみると、男女ともにイタリアの方が高い。男女別にみると、日伊両国ともに男性より女性の割合が明らかに高くなった。
- (4) 離別については、日伊の男女いずれも5%以下で低い水準に留まった。その中でイタリア男性が4.7%と最も高く、イタリア女性が1.6%と最も低かった。

また参考として、日本とイタリアの5歳ごとの年齢層別でみた配偶関係は以下のとおりである。
(日本—表10、イタリア—表11)

(表10) 年齢階層別日本の配偶関係

日本	65 -	70 -	75 -	80 -	85 -
未認定	69	74	79	84	
有配偶	77.0	71.2	64.6	44.3	38.1
未婚	5.9	5.2	5.8	3.3	2.3
死別	11.6	18.6	26.0	46.5	57.3
離別	4.1	3.9	2.5	3.8	1.4
不詳	1.4	1.1	1.1	2.3	0.9
合計	100	100	100	100	100

(表11) 年齢階層別イタリアの配偶関係

イタリア	65 -	70 -	75 -	80 -	85 -	90 -	95 -
未認定	69	74	79	84	89	94	99
有配偶	56.6	63.1	51.6	40.9	32.2	22.9	0.0
未婚	2.1	5.7	4.1	0.0	1.1	5.7	20.0
死別	33.6	31.2	44.3	59.1	66.7	71.4	80.0
離別	5.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	98.1	100	100	100	100	100	100

- (1) 有配偶者率は、日伊両国ともに年齢層が高くなるに連れて低下し、両国ともに80-84歳の年齢層を境にして50%以下になった。ただすべての年齢層において、日本のほうがイタリアよりも有配偶率は高く、79歳以下の年齢層ではその傾向が強い。なかでも65-69歳の層では、日本の77%に対して、イタリアでは56.6%で日伊間の差がもっとも拡大した。
- (2) 死別の割合は、日伊両国ともに年齢層が高くなるにつれて概ね高くなる。また、すべての階層で日本よりもイタリアの方が高比率となった。とくに65-69歳の年齢層では、日本の11.6%に対してイタリアは33.6%であった。

8 現在の就労状況と雇用形態

日本の事例については、対象となる高齢者本人の現在の仕事の状況について、イタリアの事例については、その就労状況と形態について年齢層別にみた。(日本—表12、イタリア—表13)

(表 12) 日本—現在の仕事状況

日本—現在の仕事状況	65- 69	70- 74	75- 79	80- 84	85- 89
現在仕事をしている	35.1	21.2	17.3	8	6.0
以前は仕事をしてしたが、現在はしていない	53.7	65.6	64.2	68.5	56.4
これまで仕事に就いたことがない	8.4	9.5	12.9	16.5	26.6
不詳	2.7	3.8	5.6	7	11.0
合計	100	100	100	100	100

(表 13) イタリア—現在の就労状況と形態

イタリア—現在の就労状況と形態	65- 69	70- 74	75- 79	80- 84	85- 89	90- 94	95- 99
正規就労	1.2	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0
非正規就労	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
求職中	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0
年金生活	90.5	88.3	89.8	89.4	94.4	85.7	60.0
専業主婦	8.3	11.7	7.8	10.6	5.6	14.3	40.0
各年齢層の総数	100	100	100	100	100	100	100

日伊両国の質問および回答項目は一致しないが、両国の回答項目は、(1)現在仕事をしている、(2)現在仕事をしていない、すなわち年金生活者である、そして概ね専業主婦の可能性が高い、(3)これまで仕事に就いたことがない、の3つの層に分類してみることが可能であろう。

日伊両国間でもっとも顕著な相違となっているのは、就労しているサンプルの割合であった。日本の高齢者が就労を続ける傾向が強い点は、一般的に指摘されている点である。上記の表のとおり、日本については、現在仕事をしていると答えたサンプルの割合が高く、65-69歳の層では35.1%におよび、85-89歳の層でも6%あった。これに対しイタリアでは、就労していると答えたサンプルは僅かに全体の0.6%に留まった。上の表をみても明らかであるが、イタリアの事例については、65歳以上の高齢者はほぼすべて就労しないと見える状況にあり、ほとんどの年齢層(95-99歳を除く)で9割前後が年金生活者と回答した。実際、イタリアの実質平均退職年齢は近年わずかながら上昇が見られるものの、おおむね60歳以下に留まっている¹⁹。

4 最終学歴

最終学歴について、学歴別、そして学歴と年齢層別にみたのが、下の表である。(表 14)

(表 14) 日本とイタリアの最終学歴

最終学歴	日本		イタリア(卒業資格)	
	要介護認定(%)	未認定(%)	最終学歴	(%)
			なし	7.9
			小学校	47.2
中学校、旧制小学、高等学校	45.2	32.2	中学校	16.9
			職業専門学校	3.3
高校、旧制中学、女学校	34.2	39.3	高校卒業	19.3
専修(専門)学校	5.7	6.1		
短大、高専、旧制高校	4.9	5.1		
大学、大学院	7.2	15	大学+それ以上	5.5
無回答	2.8	2.4		
	100	100.1		100.1

日本とイタリア間、また高齢者の世代間でも学校制度が異なるが、イタリアでは学歴なしと小学校だけで全体の半数を超えており、日本と比較して就学期間がかなり短いとみられる。イタリアにおける就学率の低さは、他の工業先進国と比較しても比較的顕著な傾向と指摘されている。しかしながら今日の若年層は高学歴化が進んでいるため、世代間では最終学歴に著しい格差がみ

られる点には留意すべきであろう²⁰。

単純に各学歴層の分布のみをみれば、もっとも顕著な差となっているのは、分布が集中する学歴層である。イタリアでは小卒の割合が最も高く 47.2%である。これに対して、日本の場合は、認定と未認定で多少の差がみられるが、「中学」、「高校」の層がいずれも3～4割を占め最も高い。また日本では設定されていないが、イタリアでは「学歴無し」の項目があり全体の7.9%を占めた。またこれらを年齢層別にみると、日本とイタリアの両国ともに、年齢層が低くなるに連れて高学歴化の傾向がみられた。

おわりに

ここまで、日本とイタリアの高齢者をめぐり9項目についてみてきた。両国は本稿の冒頭で述べたような福祉国家類型における共通点が見出されると同時に、家族が負う福祉義務が重い、家族主義型福祉国家²¹とされる。比較の結果、一方ではそれを裏付けるような両国に共通する結果が見出された。第一に、ケア労働とそれへの経済支出が家族を中心に行われているという介護実態である。そして第二に、両国ともに女性高齢者に低所得者が集中する傾向である。このことは、男性を一家の稼ぎ手とし、女性を家族の福祉義務の担い手とする、両国における従来型の性別分業に助長されたといえる。なぜなら、稼ぎ手としての男性配偶者を失った高齢女性は、男性よりも平均寿命が長く、年長の配偶者を持つ傾向が強いこともあり、単独での家計の維持を困難とする可能性も高まるからである。

他方、両国間では比較的顕著な相違点も見出された。それは学歴、就労状況、収入源、収入額の項目についてである。これら4つの項目にみられた日伊間の相違点は、それぞれ個別に生じた現象というよりはむしろ、学歴が決定する職業的スキルと職業選択、職種で決定される収入や金属可能な年数と年金受給額、といったようにひとつのコースを描くものである。またこのコースは、イタリアと日本という国ごとの特性として捉えるよりはむしろ、世代や、特定の時代の社会的背景の影響を色濃く受けている現象として捉えるほうが適切であろう。すなわち、イタリアの高齢者の非常に短い就学期間と職業選択、日本と比較すると低いとみられる収入額、比較的早期に開始される年金生活などはいずれも、教育機会を起点に相互に関連するものとみられる²²。さらにイタリアの高齢者の多くが教育機会を著しく限定されてきた要因は、ちょうど19世紀末から20世紀初頭にかけて、同国がヨーロッパ諸国のなかでも近代化に大きく遅れをとったという歴史的、社会的背景のなかに見出すことができる。

学歴、就労状況、収入源、収入額をめぐっては、イタリアとは好対照を成したともいえるのが日本である。しかし今回の調査では、これらをめぐる両国間の差異が、両国の高齢者の要介護状態や福祉 (well-being)、生き方の幅 (capability) にいかなる影響を及ぼしうるのか、という点までは明らかにされなかった。従って、今後はこの点に着目していく必要がある。そのさいにもっとも留意すべきは、世代間の格差と変容である。日本とイタリアはともに、極端な少子高齢化の進展や経済の低成長期にあって、女性の社会参画がさげばれ、その高学歴化も著しい。両国の女性の職業機会が名実ともに一層拡大していくことは、稼ぎ主とケア労働という性別分業の解体を意味することはいうまでもない。これにともない、家族が負うべき福祉義務に対する考え方も多様化し、概ね収縮せざるを得ない状況にあるといえるだろう。将来的なケアの担い手をめぐり問題の根本的解決は、いまだ全国統一の公的介護制度をもたないイタリアにおいてはとくに重要な課題である。これに対して日本では、高齢単身世帯が著しい速度で急増するのにともない²³、経済的、社会的に比較的自立能力の高い高齢者の生活環境におけるニーズを再確認することが優先されるだろう。

- 1 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集 2003』2003年、39頁。
- 2 普通出生率は、日本が9.3(2001年)、イタリアが9.3(2000年)である。(同上、43頁)。
- 3 同上、37頁。
- 4 Jozef Pacolet, Ria Bouten, Hilde Lanoye, Katia Versieck, *Social protection for dependency in old age in the 15 EU Member States and Norway*, European Commission, 1998, pp.26-28; G.エスピノーア・アンデルセン著、岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の3つの世界』ミネルヴァ書房、2001年、v~xiii頁。
- 5 G.エスピノーア・アンデルセン著、渡辺政男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店、2000年を参照。
- 6 調査の概要は、<http://www.formatresearch.com/multiclient/2004012rs.pdf> から参照可能。さらに具体的な年齢層別、地域、男女別の調査結果に関しては、当該調査機関に問い合わせの上ご提供頂いた。この件について尽力下さった Pierluigi Ascani 氏にはこの場を借りて御礼申し上げたい。
- 7 基本サンプルの欠損に備えて、4500の予備サンプルがある。従って、無回答は無し。
- 8 イタリアの場合、援助の内容は、介護を含めた日常生活全般に関わり、必ずしも狭義の介護にのみ該当するとはいえない。
- 9 介護に関わっている人(複数回答)もっとも介護に関わっている人(単数回答)援助を提供する人の属性(複数回答も可)
- 10 *Badanti* とは見守る人、面倒を見る人の意である。法律 189/2000号では、「自立が制限されるような疾病やハンディキャップを抱える家族構成員への援助的活動」を行う者と定義される。また、“carer, caretaker” と英訳される。
- 11 Barbara Da Roit & Claudio Castegnaro, *Chi cura gli anziani non autosufficienti? – Famiglia, assistenza privata e rete dei servizi per anziani in Emilia-Romagna*, Franco Angeli, 2004, p.28. また、イタリアにおける高齢者介護領域での外国人の非正規労働に関しては、拙稿「介護領域における外国人の非正規労働と<正規化>施策について」『大原社会問題研究所雑誌』第554号(2005.01)43-58頁を参照。
- 12 Costanzo Ranci eds., *L'assistenza agli anziani in Italia e in Europa*, Franco Angeli, 2001, p.28.
- 13 高齢者が「その他の親族」と同居する割合は、当該同居者が1人いるケースは全体の6.0%、2人は2.2%、3人は1.2%であった。ここでの「その他の親族」としてもっとも想定されるのは、本人の兄弟であろう。
- 14 Cfr., Cristiano Gori eds., *Le politiche per gli anziani non autosufficienti*, Franco Angeli, 2002.
- 15 1ヶ月4.5週、1ユーロ=134.88円(31/01/05)(週平均50.51時間、週平均109.08ユーロ)で比較している。
- 16 認定サンプルの無回答の割合は29.4%、未認定では95.1%に及んだ。
- 17 全体のうち、118人(7.9%)。
- 18 未認定サンプルでは、本人による回答率が認定サンプルと比較して圧倒的に高く、85.5%に上っている(未認定サンプルでは39.0%)。しかし、明定サンプルでも回答に本人以外が関与する、代読・代筆で本人が回答(5.0%)と、家族が回答(4.1%)を合わせると9.1%になる。
- 19 1994年から2000年までのイタリアの実質平均退職年齢は女性のほうがわずかに低かったが、2001年には初めて男性を上回り、男性59.1歳、女性60.4歳となった。就労の継続と退職年齢の先延ばしはイタリアの年金制度改革において重要課題となっている(新川敏光/ジュリアーノ・ボノーリ編著、新川敏光監訳『年金改革の比較政治学』ミネルヴァ書房、2004年、78-79頁)。
- 20 P・トリヴェット著「学校と教育」、馬場康雄・奥島孝康編『イタリアの社会』早稲田大学出版部、53-67頁。
- 21 G.エスピノーア・アンデルセン著『ポスト工業経済の社会的基礎』前掲書、97-100頁。
- 22 P・ブルデュJ・C・パスロン著、宮島喬訳『再生産—教育・社会・文化』藤原書店、1991年。
- 23 平成12年の高齢単身者(65歳以上の単独世帯)は3,032,140人で、平成7年に比べ829,980人、37.7%も増加している。また、高齢単身者が65歳以上人口に占める割合は13.8%で、平成7年(12.1%)に比べ拡大した。また、高齢単身者数を男女別にみると、男性が741,647人、女性が2,290,493人で、女性が男性の3.1倍、さらに65歳以上人口に占める割合は、男性が8.0%、女性が17.9%で、65歳以上の女性の5.6人に1人は単身者となっている(総務省統計局「平成12年度国勢調査」<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/kihon1/00/08.htm>より参照可能)。

付録1：自治体の高齢者相談窓口インタビュー記録

I. 品川区

(調査日：2004年11月4日)

1. 対応者

A：在宅相談係長、相談窓口のとりまとめ、13地区19カ所の在宅介護支援センター統括、介護予防業務の立ち上げを担当

B：在宅相談係、ケースワークを担当

2. 相談件数と相談者の属性

(1) 相談件数

- ・年間相談件数：電話対応が約13,000件、窓口対応が約4,800件であり、合計約17,800件にのぼる。
- ・相談件数が多い時期・少ない時期：月曜日が比較的多い。雨天の日は多少少ない。

(2) 相談者の続柄

- ・相談の対象になる人との関係：
本人…ほとんどない（わずかに要支援や自立の人で介護保険制度について聞きに来る場合がある）
本人以外の家族…圧倒的に多い（別居の場合も含め、子と子の配偶者が多い）
近所の人…少ない。身寄りがない場合等
その他…少ない。民生委員等
- ・相談者の性別・年齢：女性、50～60歳くらいが多い。
- ・相談の対象になる人の認知症の有無：認知症がある場合が多い。概して区役所窓口相談に来る場合は認知症等の悩みが深く（徘徊、妄想、幻視、幻聴等）、すぐにアクションをおこさないとならない場合が比較的多い。

3. 相談内容

(1) 相談内容

- ・相談者が本人の場合…介護保険制度について、老後の不安に備えての相談等。
- ・相談者が家族の場合…具体的に困ったことがあり、日中の身の回りの世話や家事援助等のホームヘルプサービスの照会が多い。その他、介護が必要になったらどうすればよいか（制度について）、認知症の病院の紹介依頼、空き施設の照会、金銭的困難等。
- ・相談者が近所の人の場合…食事がきちっととれているのか心配、部屋のゴミが多く片づけられない等深刻な場合が多い。
- ・相談者がその他の場合…新聞がたまっていて近ごろ姿が見えない等。

※品川区では、3年に1回民生委員が高齢一人暮らしの全戸訪問を行い、「1人暮らし台